

紀美野町第1回定例会会議録

令和7年3月6日（木曜日）

○議事日程（第3号）

令和7年3月6日（木） 午前9時00分開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 2 号 紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の制定について

第 3 議案第 3 号 紀美野町学校給食センター条例の制定について

第 4 議案第 4 号 紀美野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 5 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 6 議案第 6 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 7 議案第 7 号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 8 議案第 8 号 紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第12号 紀美野町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

第10 議案第 9 号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

第11 議案第10号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

第12 議案第11号 紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

第13 議案第13号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

第14 議案第14号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

第15 議案第15号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 第 1 6 議案第 1 6 号 紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 1 7 号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 8 議案第 1 8 号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 1 9 号 紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 2 0 号 辺地総合整備計画の策定について
- 第 2 1 議案第 2 1 号 紀美野町道路線の認定について
- 第 2 2 議案第 2 2 号 紀美野町道路線の認定について
- 第 2 3 議案第 2 3 号 教育委員会委員の任命の同意について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
8 番	北 道 勝 彦
9 番	向井中 洋 二
1 0 番	伊 都 堅 仁
1 1 番	美 濃 良 和
1 2 番	美 野 勝 男

○欠席議員

2 番 中 原 和 也

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
総 務 課 長	曲 里 充 司
企 画 管 財 課 長	高 田 真 孝
住 民 課 長	森 谷 克 美
税 務 課 長	調 月 克 久
保 健 福 祉 課 長	森 谷 善 彦
子 育 て 推 進 課 長	黒 崎 智 帆
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	中 前 貴 康
ま ち づ く り 課 長	米 田 和 弘
水 道 課 長	長 生 正 信
美 里 支 所 長	(米 田 和 弘)
消 防 長	家 本 宏
会 計 管 理 者	太 田 具 文
教 育 次 長	東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員	菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀

事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

中原議員から、欠席届が出ていますので報告します。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第1、一般質問を行います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

本日は1人の登壇を予定しています。

それでは、発言を許します。

9番、向井中洋二議員。

（9番 向井中洋二 登壇）

○9番（向井中洋二） おはようございます。1点だけの質問ですが、よろしくお願ひします。

防災対策についてということで、東日本大震災以降、食料品や飲料水のほか、様々な資材等を備蓄していると以前の質問で答えていただいております。震災後、十数年経過しています。その後の備蓄品・資材等の保管場所と数量、また管理状況についてお聞きします。

また、令和5年1月の東部地域での大雪や、6月に発生 of 線状降水帯と台風2号による大雨での大水害を受けて検証されたと思いますが、今後の防災対策にどのように生かしていくのか、お考えをお聞きします。

以上、よろしくお願ひします。

（9番 向井中洋二 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、向井中洋二議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） おはようございます。それでは、向井中議員の防災対策についての御質問にお答えいたします。

現在、当町では備蓄物資を町内に配備しております。備蓄物資の保管場所は役場本庁舎、美里支所、総合福祉センター、神野市場交流ふれあいセンター敷地内の備蓄庫、スポーツ公園備蓄庫、国吉備蓄庫、毛原備蓄庫、蓑津呂備蓄庫の合計8か所で非常食1万2,584食や飲料水500ミリリットルが1万1,566本、簡易トイレ70基、衛生用品、発電機52機、毛布2,341枚などを保管・管理しております。町では年に1回、備蓄物資の点検を行い、備蓄数の確認と賞味期限の確認を行っています。

また、令和5年1月の大雪や6月の豪雨災害での検証を踏まえ、避難情報の発令タイミングの改善、真国川避難情報発令タイムラインの見直し、県道高野口野上線の通行止め措置、避難場所の見直し、土のう対応についての改善、災害対策本部の設置基準の見直しなど、既に改善を行ってきたところでございます。今後も引き続き、早め早めの対応を心がけ、より強固な防災体制となるよう取り組んでまいります。

以上、向井中議員の防災対策についての答弁とさせていただきます。

（総務課長 曲里充司 降壇）

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問・答弁をしてください。

9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 今、備蓄されてる場所ということで、8か所あるということであつたんですが、今後、今、南海トラフ地震も想定しなければならないと思いますので、それを想定しますと、やっぱり国道370号線、あるいは県道・町道が崩落によって寸断されるということも考えられます。そういったことを考えますと、もう少し備蓄品などを分散するという、そういったお考えはございませんか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 向井中議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、自然災害は我々の想定を超えるようなものが度々発生しております。どんな体制を期しても、なかなか万全ということでは望めないこともあるかと思っております。

先ほど御指摘いただいた町道、主要道路が寸断されて、なかなか物資も避難所に届けることが難しいということも十分想定はしております。また、有事の場合に町の職員に

も限りがありますので、マンパワーの確保というのもなかなか難しい面もありますので、できるだけ住民の方により近いところでの避難物資の保管っていうのも今後考えていくべきではないかということで現在、内部のほうでは検討をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 9 番、向井中洋二議員。

○9 番（向井中洋二） 分散については大事なことだし町も考えていただいているということで、それは分かりますが、その分散に向けてもし地域・地区それぞれでこういう部分をクリアできれば、でき得る、分散しておくことができるっていう、どの部分をクリアすれば一番できると思いますか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） どうしても物資を分散して保管ということになりますので、どうしてもその数量の確認作業であったり、それから食料品につきましては賞味期限、消費期限がございますので、そこら辺のその管理というのが十分に常日頃からできるのかというのもちょっと懸念材料の一つではございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 9 番、向井中洋二議員。

○9 番（向井中洋二） 確認作業であるとか、そういう部分というのを地域それぞれで自主防災組織っていうのも今すごく町内では頑張ってもらっていると思いますので、そういったこと連携をして、そういう賞味期限のことであるとか、そういうことも含めて考えれば可能になるのではないのでしょうか。どうですか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 町内自主防 2 2 組織ございますが、なかなか全組織が全て毎年訓練等を行っていただいているような状況ではございません。できるだけこちらのほうから働きかけは行っているんですが、なかなか地域の事情で行えないということもございます。ございますが、その地域の自主防災組織の訓練の一環として、その備蓄物資の点検というのを御協力いただけるのであれば非常にありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 9 番、向井中洋二議員。

○ 9 番（向井中洋二） 先ほど国道、幹線道路であるとかの寸断ということで、崩落ということで、そういうことも想定できるんじゃないかという話の中で、今、里山をしっかりとつくっていく、崩落をしないような地域づくりというか、そういうことを含めて今、自伐型林業で来られていることの人たちをこのスキルアップの一環として里山を整備していくっていう考えっていうのはどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 私も総務課で6年程度、防災担当をしてございました。実際に台風によって多くの木々が倒木します。平成30年の台風の時も倒木が多く、地域の住民が木々の除去をしていただいたり、森林組合の協力を得たり、職員が除去したりっていうことで、非常に大変な思いをしてきたわけでございます。

当町のような中山間地では台風による倒木も多いんですが、普通に倒木除去っていうのが技術的に難しいっていう部分がございます。そういった状況の中で木々がなるべく道に倒れてきたり集落を封鎖しないようにということで、里山整備というのは大事な部分かなと考えてございます。地域おこし協力隊の方々の力を得たりとか、県等の補助制度を活用しながら、里山整備のほうにつきましても、前回ちょっと一般質問でもございましたが進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○ 9 番（向井中洋二） また、最初にちょっと戻りますが、災害時における発電機ですが、今はほとんどが化石燃料、ガソリンで動くものが主流ですか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 現在、先ほども申し上げましたが、52台を所有しております。52台ともガソリンを原料としての発電機となっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○ 9 番（向井中洋二） 52台、平成28年からもう変わりがなく52台ということでもいいんですよね。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） ずっと52機のままで変わりはありません。備蓄庫で保管してる分ということになります。

以上です。

○議長（美野勝男） 9 番、向井中洋二議員。

○9 番（向井中洋二） もちろんそんだけ日にちもたってますので、メンテナンス等はやられてると思いますが、今それから、いろんな種類の発電機が出てると思うんです。その中ではカセットガスで発電する発電機であったり、今ではLPガス、プロパンガスですね、それを使つての発電機、また塩水を入れることで内蔵されているマグネシウム板を反応して発電するような機械も今出ております。これのほうメンテナンス的にはいい部分もありますので、そういった購入も含めて考えられないのかお伺いをします。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 現在52機につきましては、町職員が1回燃料を持ち回って1台1台かけての点検作業ということで、結構1か所当たりの労力も相当な時間を要するような状況にはございます。

ですので、できるだけそのメンテナンスの少ないものっていうのは非常にありがたいと感じておりますので、またちょっと検討のほうさせていただければなと思ってございます。

○議長（美野勝男） 9 番、向井中洋二議員。

○9 番（向井中洋二） 今、町内に燃料を販売するところも人口減少とともに少なくなっていることもありますので、やっぱり簡単にといいますか、身の回りで置いておけるプロパンガスなんかは、もうどこのおうちにもある確率が高いので、こういうこともまた進めていっていただきたい。また、自主防災組織などが購入する際には情報提供なども町としてやっていただければと思います。

それと、その災害時の備蓄品の中で、ダンボールの間仕切りっていうのは以前あったんですが、今でも置いてるんでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 現在のところもまだ備蓄をいたしております。パーティションですが、ファミリータイプで108セット、あと多目的ルームで11セット、それから間仕切りタイプで20セットということで現在、備蓄を行っております。

○議長（美野勝男） 9 番、向井中洋二議員。

○9 番（向井中洋二） ダンボールないし、パーティションによる間仕切りということに代わるものとして、この前、昨年7月に同僚議員6名と名古屋工業大学の北川啓

介教授が考案した災害時のプライベート空間を確保するインスタントハウス、ダンボールで作るハウスなんですけども、それとまた、そのほか野外に設置できる発泡ウレタンを使ったテントハウスっていうのを政務活動で6名で行かせていただきました。すごく災害には強いんじゃないかということで、6人ともいい研修だったというふうに思った次第です。

その中で町長のほうにも申入れをさせていただきまして、この製品を取り扱っている豊田通商のほうに協定を結んでいただけないかということで、お願いに6名で上がったということがありますが、その後のそのことについての取組はどうなっておりますか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 向井中議員の御質問にお答えします。

インスタントハウスにつきましては、昨年議員から御提案をいただきました。名古屋工業大学の北川啓介教授が開発した簡単に作れる屋内用のインスタントハウスと、それから屋外用との情報をいただいたということで、早速、海南市と歩調を合わせて災害協定ができないかということで、専売のライセンスを持っている豊田通商さんのほうへの連絡を度々試みたんですけども、なかなか相手さんもお忙しいようで、なかなかつながらない状況が続いておりました。最近になってやっと連絡が取れたんですが、豊田通商さんからの御返事としては災害協定はできないということで、回答をいただきました。

豊田通商さんの言い分というか理由としましては、有事の際の体制がまだ十分に構築はできていないらしいんです。製造拠点が1か所のみで、発災後の物流の体制の確保がなかなか難しいということで、現在のところその災害の協定はお断りをさせていただいているというようなお返事をいただきました。ですが、今後、そのリスク分散、豊田通商さん側のリスク分散、それから体制が構築できれば、また協定というのをまた連絡させていただくということで現在のところそんな状況にはなっているところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 豊田通商さんとの協定については、そのときに研修をさせていただいた教授、北川先生からそこと協定を結んだらどうだということを受けて6名で町長のほうに行ったということでありますので、また時間があるのであれば、防災の関係で総務課も名古屋工業大学のほうに行っていただいて、また、その先生とも話を詰めていただいたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 向井中議員の御質問にお答えいたします。

昨年、議員さん方が研修で行かれて、そして大変よかったということで私も報告、いろんなパンフレットも頂いて、これはなかなか有用なものやなということで、すぐに担当課長にもお話をして、担当課とすれば先ほどからお答えしているように、海南市とも1回相談しながら進めていこうということですずっとやってきた中での今の答弁であります。完全に諦めたとかっていうわけではなくて、それは向こうの状況も見ながらになるかと思いますが、言われるように1回、機会があれば実際の現物を見せていただくとか、それは積極的に進めていきたい、そういう思いがございます。

ただ、やはり豊田通商って相手もあることでありますので、そことも連絡も単に待ってるだけじゃなくて、こちらからもまたどんな状況ですかとかっていうことも問い合わせすることも必要かなと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 今でももうインスタントハウスのダンボールでのハウスや発泡ウレタンを使ったやつは能登半島地震でもすごく活躍、利用されているということで、被災者の環境づくりにはすごく大きな力を発揮しているということも聞いております。ぜひとも、そういう形でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう一つちょっと気になってることは、多分水道課がしてる浄水機ですね。2台あったと思うんですが、今はどういう状況になってますか。

○議長（美野勝男） 長生水道課長。

○水道課長（長生正信） 向井中議員の御質問にお答えします。

水道課で保有している浄水機、アクアレスキューでございますが、これまで活用といたしましては、町の職員の防災訓練であったり、自主防災組織、そして小学校4年生で水道の授業がございますので、施設見学に合わせて給水車と一緒にそういった形で見ていただいたりしていたわけですが、去る5年6月の水害時において、被害を受けております。そのため稼働の状況は今のところ確認できたんですけども、メーカーでちょっと今点検していただいた結果、長期の稼働っていうのはちょっと今のところ困難であるというところで修繕を依頼してるんですけども、十数年既に経過しており、現在のタイプはもう旧式で廃盤の状況でございます。そのためその基盤の同じようなものの

取替えてというのは、ちょっとできないというところの中で、今の新機種と何か互換性のある代わりのものが代替品として使えないのかというところで今調査をお願いしている段階で、ちょっと今すぐに常に使える状況にはないというところで大変申し訳ございません。

○議長（美野勝男） 9 番、向井中洋二議員。

○9 番（向井中洋二） 浄水機については、よく分かりました。これも有事のときは使う可能性もありますので、大至急使えるような状態にしていきたいと思います。最後に、この防災についてもう一度、全体を見据えて町長のほうからお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 向井中議員の御質問にお答えをいたします。

冒頭いただいた備蓄用品の件は、分散型っていうことももちろんそうなんです、要は災害時にいかに備蓄用品が必要とされてる方に届くかっていうことが一番大事なところであると。幾らたくさん持ってもそれはだから、そこから届かなければ全く意味がございませんので、分散も含めて本当に必要とされる人に届くかどうかっていうのを一番大事なところでありますので、そこをしっかりと考えていきたい。言われてるように、自主防の力も借りるんもその一つである。だから、それらも含めてしっかりと研究してまいっていきなというふうに考えております。

また、議員からいただいた令和5年の1月の大雪のときに、また6月の線状降水帯による大水害、そういう経験もしてきておりますので、それらを教訓としていかに今後に生かしていくかっていうことで、特に5年6月2日の大水害については、先ほど総務課長も答弁いたしましたが、記憶っていうのは薄れていきますので、記録として残して置いてそれを今後の防災につなげていくということで進めてきておるところであります。

紀美野町は災害に強い、そうしたまちづくりを皆さんとともに進めていってますし、さらに今後も進めていきたいと思っておりますので、いろんな御意見もいただきながら一緒にそれを進めていきたい、このように考えておりますので、どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、向井中洋二議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

◎日程第２ 議案第２号 紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の制定について

○議長（美野勝男） 日程第２、議案第２号、紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番 美濃良和 登壇）

○１１番（美濃良和） おはようございます。

空き家対策でございますけれども、以前、前町長のときにも私もお聞きしたんですけれども、町のほうに来てくださる方の奨励金では、とても空き家を改修するということについては十分ではないということで、もういっそ町の施設にしてしまったらどうかということでお聞きしたんですけれども、そのときに気になったのが、この空き家を借りるのか買うのかっていうことだというふうに思うんです。この条例見せていただいて、もともとの家主の方にこれでは借りるということですから、それに対して何かのお返しをしなければならぬ。しかし、１０年、２０年使って、その家が古くなってくると、お返しするときに、それはもう使い物にならないということになってしまったりして、解体しなければならぬ。ええときに貸してもらって、そしてもう要らなくなったから家主さんのほうで解体してもらおうとしたら、数百万というお金がそこで要ってくるわけですね。そういうようなことであることを考えるならば、それなりの価格というふうな形ででも買い取っていくほうが、協力を求めやすいということにつながるのではないのでしょうか。その辺どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

（１１番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

（まちづくり課長 米田和弘 登壇）

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

今回の移住定住推進空き家活用住宅っていいのですが、形的に言えば所有者の方から１０年間空き家を借り上げまして、その部分を改修いたしまして空き家の今の状態よりも長寿命化を図るような改修を行っております。今回、今年度この当該の住宅につきましては、契約額が６３８万円で主に建物の重要な部分であるとか、重要な部分といいますか、若い人をターゲットにしてございますので、台所、浴室、トイレ等の水回りを中

心に、移住希望者が改修せずにすぐ住める家っていうものを整備しております。移住希望者の需要やタイミングを逃さずにすぐに住める家ということで改修しております。そういった形で10年後についても現在よりも何ていうのかな、改修の度合いっていうのは進んでおると思いますので、10年後に解体するっていうようなことは考えにくいかなとは考えてございます。

それとその間については、所有者の方の固定資産税、家屋についての固定資産税の減免であったり、その間の管理っていうのを町のほうで行うことによって所有者の方の負担っていうのも軽減されるのではないかと思います。実際、その売買したいっていう部分につきましては、町の空き家登録のほうでしっかりと促しております。議員御質疑のそれなりの価格で買い取って、借りるのではなくて買い取ってやっていくほうが協力を求めやすいんじゃないかっていうことでもあると思うんですけども、この事業を行うに当たっても、やはり多額の費用っていうのもかかりますので、その費用について国の補助も活用しておるんですけども、何ていうのかな、町の最初の持ち出しっていうのも相当かかってきます。

先ほど申したように、改修費用でも600万以上かかってございますので、そういった部分も考えまして、そこにプラス新たに買うとなれば、何ていうのかな、その費用も当然かかりますし、すぐに改修できなかった場合、すぐに流通できなかった場合についても、その管理っていうんですか、管理責任っていうのも当然町が持つとなったら出てきますので、そこらも考えはして当年度についたら、当年度っていいですか、この空き家活用住宅については借り上げて進めるものと考えてございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

(まちづくり課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男）

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和）

これは1軒1軒に対してその条例をつくっていくんですか。

今後、この制度ができて、要するに奨励金50万でしたかね。移住してきてくれた方に対して出すということで、それではとても改修の費用にならんと。これ今までは50万というものを一つ決めておって、それ以上に出すことについては今度は現在住んでおられる方々との差ができてしまうと。そういうふうなことから50万以上は出せなんということであるから、町のほうで改修というふうに至ったんじゃないかというふうに思う

んですけれども、この件はもう具体的に今のお話では、もう相当に話が進んで600万とかそういうふうな数字も出ておりましたけれども、今後こういうふうな制度をつくっていくということではないんですか。であるとするならば、ここのところの第2条ですか。2条の2項の中で所有者から使用貸借契約により町長が借り上げた住宅ということで、とその附帯施設やと。そういうことで借りることだけになっていますけれども、物によっては今申しましたように、買い上げるほうがというふうなことになるケースもあるんじゃないかと。そういうことについてはどうなのでしょう。この限定して借り上げるだけがいいのかどうか。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

この空き家活用住宅っていいのですが、所有者のほうから借り上げて町が改修して移住希望者に貸し出すというような事業になっております。この条例につきましては、もともと高知県の梶原町を参考にさせていただいてやっておるんですけれども、これについては、何ていうのかな、買い上げて改修するっていうような事業ではございません。

今、社会情勢的にも空き家の問題っていうのは大きくなっております。その空き家の有効な活用とそれと移住希望者の方につきましては、移住相談受けてる中ですぐに住む家が欲しいっていう御意見がございます。町の空き家登録もそこでは案内はさせていただいておるんですけれども、やはり移住定住については、そのタイミングっていうのが大切なんではないかと考えております。そういった部分でこの事業につきましては、所有者から借り上げて活用するというような形になっておりまして、今後、改修を進めていく中で別表のほうに今回、動木1というふうになっておりますけれども、ここに追加してこの事業を進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 私は新しいこういう制度だというふうに捉えているんですけれども、移住者の方々がこちらに来てもらおうと、それを紀美野町は奨励して来てるわけですね。そういうふうな方々が来ていただいて、先ほども申しているように、50万ぐらいの奨励金をもらって家を直すとなると、とても50万ではならんと。大概のところでは、もう床が抜けてたり、屋根を直さなアカン、あるいはトイレを水洗式なりのものにしていくとなってきたら、相当の費用がかかる。そういうふうなことで二の足を

踏まれる方が結構あるように聞くんですよ。実際入ってきた方に話を聞いても、それなりのお金がかかったと、そういうふうに言われます。だから、そういうふうな限定されてくる、ある程度お金が自由利くとか、自分で直せるとか、そんな方でなければ移住してきてもらえないというふうになるんでは、町の移住政策に対して、やっぱり若干のブレーキになってしまうと。であるならば、こういう制度をつくって、すぐ入ってもらえるようにと。あまり初期投資をしなくとも大丈夫なようなこの制度をつくっていくということであるということは非常にいいことだと思うんですね。

今の何か話を聞いていますと、40歳未満、また中学生以下のこどもがあるということで、ちょっと何か限定的にこの条例がつくられているのかというふうなことさえ考えるわけでございますけれども、何にしても、一般的にそういうふうな新しい移住政策の下で条例であるならば、ここのところもそれは相手の方が、わし貸すしかええよというふうな方もあるか分かりませんが、先ほども申ししているとおり、10年単位でしょ。であるならば、今は確かに工事したてでよいものであっても、それは当然悪くなってくると。基本的なところの何ていうんですか、根太とか下のほうとか、その辺のことを考えた場合、外観よくっても中にどれだけ長もちするんかというふうなこともあったりしたりしていくならば、もういっそ町で買い取ると。そして町のものとして貸し出していくということのほうがベターではないかというふうに思うんですけれども、その辺もう一度お聞きしたいと思います。もう3回目ですから、よろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

先ほどもちょっと申しましたが、この家については、町の将来を考えたときに、やはり若い人に来ていただきたいという部分がございます。それで当然何ていうのかな、この選考の場合において優先的には若い人が来て応募していただければ、その方についてということで優先順位をつけるとも、何ていうのかな、空き家活用住宅っていうのは、入居者を限定したものではございません。町外から来られる方については、門戸を広く広げてございます。そういった部分で今年度、令和6年度からこの事業を進めておるわけでございます。まだ1棟ということで間もなく完成することにはなろうかと思っておりますけれども、そういった部分で町内で所有者の方が持たれている空き家っていうのを、この事業で改修することによってその空き家の新たな活用という部分について、何ていうのかな、PRっていうんですかね、一応新しい移住者が住める住宅のモデルとして位置づ

けてまいりたいと思っております。実際、町で空き家物件を買うとなれば、恐らく管理であつたり費用であつたりの負担が町のほうにかかってきますので、その辺りっていうのはこの空き家活用住宅条例につきましては、所有者から空き家を借り上げて住めるモデルとして進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

○11番（美濃良和） すいません。ちょっと休憩申し上げます。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9時44分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き議会を開きます。

（午前 9時50分）

ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 契約の問題なんですが、町と買主さん、家主さんというか、それは使用貸借ですよ。一方、町が貸し出すのは賃貸借ということになりますよね。そしたら賃貸借のほうは借地借家法の適用がありますよね。使用貸借はもちろんありませんから、それはちょっと矛盾するわけですよ。

どんな問題が起こるかっていったら、借地借家法では賃借人は守られてますから、保護されてますから、すぐ出ていってくれって言っても出ていなくてもそこでもめるわけですよ、普通はね。そんなに簡単に正当性が立証されて出ていけということにはならないんですよ。

そこで私は思うんですけれども、これは定期借家にするべきだと思うんですよ。その高知のどことおっしゃったかはちょっと忘れちゃったけれども、そこもそういうことになってるんじゃないですか。定期借家で公正証書をまいて、そして10年間で契約してやってるっていうんじゃないんでしょうかね。こういうただ単なる賃貸借でやってるんですか。そこをお伺いしたいと思います。

それから、固定資産税の減免するとおっしゃいましたが、その法的根拠は何ですか。どこにそういった場合に町が減免できるというふうなものがあるのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

それから、17条に3項に損害賠償の規定がありますがけれども、火災保険か何か強制的に入らせるという文言がこの契約書に入るのでしょうか。でなかったら補償なんかできませんよね。

それから、700万かけて住宅を貸し出す、私、心配したのは、使用貸借ですから、相続発生した場合に権利主張できませんよね。それはもう破約になってしまいますから。そのときにどうなるか、また使用貸借ですから、相続税の評価額は満額ですよ。借家人の権利ありませんから、満額課税なので、それは不利になるんじゃないかなと思ったんですけども、700万の10年間はきっちりするとしたら、これは貸すほうにとってもメリットがあるかもしれません。町長さん、おっしゃるように、すぐ売買するなりなんなりするでもメリットが生まれるのかも分かりませんが。だから使用貸借のときの10年間というのをきっちり契約で結んでおかないと、そこで破られたらどうしようもないので、そこを破られないような工夫が使用貸借の10年間に特約か何かつけて、破約できないですよというようなものがあるのでしょうか。その点も併せてお伺いしたいと思います。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 9時54分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

米田まちづくり課長。

(まちづくり課長 米田和弘 登壇)

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、埴谷議員の御質疑にお答えしたいと思います。その前にちょっと訂正させていただきたいと思います。

先ほど私、減免、固定資産税の減免と申しましたが、これにつきましては、現

在、まだ減免するというふうな形ではない、形では決まっております。減免するように考えておるということで、これによって所有者の方が町のほう、町のこの事業について快く協力していただけるようにしたいと進めておるところでございます。どうも申し訳ございませんでした。

それで、埴谷議員の御質疑に対しての答弁ですけれども、まず1点目、町と入居者の間には定期借家で契約することとなっておりますので、その期間が満了した場合は退去を促すものでございます。

それで、損害賠償、17条の損害賠償、入居者の責めに帰すべき事由により空き家活用住宅が滅失・損傷したときは、当然その入居者については、損害賠償を行っていかねければなりません、その家屋に対しての保険っていいものは、町の総合賠償保険等々で加入して進めてまいりたいと思います。

それと、あと1点なんでしたっけ。相続。それでよろしいですかね。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時13分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時13分）

○まちづくり課長（米田和弘） 失礼しました。その所有者との契約については、要綱により途中で何かそういった理由が生じた場合は解約できる旨を定めてございます。この制度につきましては、ちょっと移住者の間口を広げるべく制度をいろいろと検討しているものでございます。これにつきましては、いろいろ進める中で不都合等々も出てこようかと思っておりますけれども、我々、それぞれそういった部分を勉強しまして、少しでも移住定住につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

以上です。

○6番（埴谷高夫） ちょっともう一回休憩して。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 10 時 15 分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 16 分)

○まちづくり課長（米田和弘） すいません。使用貸借期間、9 条のところでございますけれども、まず、町と所有者、町と入居者につきましては、契約時、十分説明させていただいて、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、必要に応じてまた、そこは適切に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

(まちづくり課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 契約が全てですからね。適切に進めるとか、そういう問題じゃないんですよ。契約をどうするか、ここで決めないと、それは権利関係で問題が起こる。まして、行政がやることでしょう。民民でやるんやったら、こんなね。民民でやるんでも不動産屋入りますから、そんなことはないでしょう。行政がやるんですから、そんな曖昧なことじゃ駄目なんです。この条例でちゃんと決めておかないと、使用貸借を 10 年、10 年間以上住んでもらうということを目指しているわけですから、10 年間の使用貸借をちゃんと決める。ほんで今、課長さんがおっしゃったように、10 年間で定期借家契約を公正証書で結ぶと。これをきちっと決めておかないと、後で問題起こりますよ、それ絶対に。それは駄目ですよ。私、皆さん通るかどうか知りませんが、これ通したら駄目です、こんなだったら。ちゃんと決めないと。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） 埴谷議員の御質疑にお答えいたします。

これにつきましては、先ほども申しましたけれども、入居者、所有者に十分説明して契約を適切な形で結んでまいりたいと思っております。とにかくいろいろと不勉強なところもあって申し訳ないんですけども、教えていただいて勉強しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○6番（埴谷高夫） あかんでそなん。そうなんでええか。あかんやろ、そら。
こんな曖昧な条例だったら賛成できないやないの。せっかくええもんつくってくれたん
やから、もっとええもんにしましょうよ。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。
休 憩

（午前10時20分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午前10時22分）

米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、補足といたしまして、この条例につき
ましては、弁護士さんとも相談しつつ進めているものでございます。契約条項にしま
り期間についても、何ていうのかな、適切なものとなるように進めてまいりたいと思
いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） この条例で9条にちゃんと使用貸借契約期間内とするって、
内って入ってますでしょう。ということは、10年って例えば決めてもですよ、5年
でも6年でもいいというのは条例になってるでしょう。条例と矛盾しますよ。10年使用
期間で使用貸借期間を10年としますって契約書になってたら、この内とするというこ
とによって、それ以内でもいいわけですからね。矛盾するでしょう、それ、契約書と。
だから所有者との契約は10年、使用期間10年の使用貸借契約期間とするっていうん
だったら分かりますよ。しかし、それは弁護士と相談して今後決めていくっていう話だ
ったらおかしいですよ。議会に出すこの文言として。矛盾するでしょうが、そういうの
は。

それから、やっぱり賃貸借契約期間っていうのを定期借家契約ちゃんとしないと、こ
こで。普通の賃貸借契約になってるでしょう。これも変えないとおかしいですよ。だか
ら何遍も言いますけれど、一方は使用貸借、一方は賃貸借だったら法的に矛盾しますか
らね。そういうのは整合性が取れない。だから、きっちり書いたら問題はないでしょう、
この条例出すときにね。

それから、保険ですけど、町の総合賠償保険、これはどういうことでしょう。町が入る保険ですか。町が入って町の施設でもないのに、町の保険が、町がかけて、町の施設でないのに保険が入って、保険が下りるという保険ですか。それとも、この町の総合保険に賃借人が掛けて掛金を払ってやるという、そういうことです。私、町の総合賠償保険は知りませんので、教えてください。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、埴谷議員の御質疑にお答えいたします。

賃貸借期間につきましては、使用貸借期間、この部分につきましては、管理要綱のほうで10年ではありません。10年後の3月31日まで。そして、協議の上で延長できる旨の要綱を定めてございますので、10年っていうわけではございません。

それと定期借家の件でございますけれども、契約書のほうに定期借家の旨をうたっておりますので、それで対応できているのではないかなと考えてございます。

あと保険の件でございます。町の総合賠償保険につきましては、建物の改修について例えば火災であったり、そういった部分の保険について町が加入、改修に当たっての加入ということになります。その入居者につきましては、個別に個人の責任で保険を掛けるのであれば家財等々掛けていただきたいと思いますと思ってございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

○6番（埴谷高夫） 議長さん、ちょっと休憩して、休憩して。あかんってよ。休憩してほしい。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時27分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） 基本的にすぐに入れるところの選択肢を増やしていくということで、10年以上定住する意思がある方を対象にしているということで、最長10年という契約になり得るというふうに理解をしております。ただし、先方の諸事情により、それが5年になるかもしれないし、2年になるかもしれないし、場合によっては1年ということもあり得ると。その辺り、半年でもいいのか、3か月でもいいのか、これも全く見えてないんですけれども、その辺りどういうふうになっているのか。使用期間が過ぎて、例えば5年の契約をスタートします、5年過ぎてそれを延長したいということも可能なのか。延長で例えば3年だけ延長したいと。残り期間は地主さんとの、所有者との契約は残り2年になりますと。でも2年だとちょっと短過ぎるねということになり得ることもあると思うんですね。そうなったら短いので、もう10年貸してくださいという契約更新、所有者との契約更新ということも十分あり得るのか、考慮に入れていらっしゃるのか。運用上のことでいろいろ細かいことが出てくると思うんですね。そういったこともある程度想定されて考えていらっしゃるのか、その辺りをお聞かせください。

（3番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

（まちづくり課長 米田和弘 登壇）

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、桐山議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

この空き家活用住宅につきましては、基本入居をされる、応募して入居者が決定して、入居される前にここの第5条の2号にもありますように、町内に10年以上定住する意志がある者ってということで、その意志を誓約書として表してもらいたいと考えてございます。10年住んでいただく、定住していただくっていうのが、この空き家活用住宅のまあ言うたら中心となっておりますので、そこは町に住んでもらうっていう部分を重点的に当然その選考の部分におきましてもやっていきたいと思います。

それで、どうしてもやむを得ない事情っていうのは、個々、個人としても生じてくることもあろうかと思います。そういう部分につきましても十分、何ていうのかな、入居者の方と協議した上で定住の旨を進めてまいりたいと思います。

それで、半年とか3か月とかっていうのは、また別個、先ほど申しました短期滞在施設っていうのも整備して進めております。そういった部分の活用も考えていただくのと、もちろん町内の空き家登録の、何ていうのかな、登録、空き家バンクに登録していただ

いている、かつ空き家っていうのもございますので、その紹介も現在も進めておりますので、その辺りも含めて推進を進めてまいりたいと思います。あと。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 10 時 35 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 36 分）

○まちづくり課長（米田和弘） すみません。失礼しました。所有者の方との更新につきましては、場合によって空き家住宅につきましては、何ていうのかな、工事期間については入るタイミングであったり、借りれるタイミングであったりっていうのはちょっとまちまちになってくるかと思いますので、場合によったらその更新は所有者との賃貸借の更新はあるかもしれませんけれども、基本的には 10 年をこの空き家活用住宅っていうのは利用しなければならないっていう補助金の縛りがありますんで、そういった部分で 10 年間は空き家活用住宅として利用していきたいというふうには考えてございます。その 10 年たった後について、まだ入居者の方がそこで賃貸借で住みたいっていうのであれば、所有者さんと入居者さんの間での契約になろうかと思ひますし、そこでその家にずっと定住するっていうことで売買、所有者さんと入居者さんの間で売買契約っていうことも考えられると思ひます。町がこの空き家活用住宅として利用する期間っていうのは、そういった形で 10 年と考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

（まちづくり課長 米田和弘 降壇）

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 基本的に町としては、移住定住をしていただきたいという前提があつて、こういう事業を進めていきたいということであるわけですね。短期滞在の方に関しては短期滞在施設というのがあるので、そちらを基本は御活用いただきたい。空いてない場合はどうするのかということにもなりますけれども、長期間ということ、何年という長期間を前提に話を進めていくというふうには理解をいたしました。その場合

10年の所有者との契約期間の中で、先ほどもちょっと申し上げましたけども、残りの期間が2年とか1年とか中途半端な期間になり得ることも十分考えられるわけですね。そうなった場合、その期間に限って短期使用ということで短期滞在施設の、何ていうんですかね、補充というような捉え方をして活用するという考え方もあるわけですが、そういうお考えなのか、そういうことを視野に入れつつ、状況によっては所有者との契約を延長する、更新するというようなこともまた併せて視野に入れて検討していくよということなのか、その辺りを再度お聞かせください。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、桐山議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

この空き家活用住宅につきましては、基本定住するために10年以上町内に住んでいただきたいというところではありますけれども、ただ利活用状況におきまして、場合によったら先ほど桐山議員言われたように、途中で空いてしまうっていうことも往々にして考えられます。そういった場合につきましては、この住宅の有効な活用の部分においては、やはりその短期滞在っていう部分も視野に入れて運用していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 第5条で町内に10年以上定住する意志があるものという大前提があるわけですが、これに関しては非常に難しいなと。一応その時点で確認、意志の確認はするけれども、その縛りとなるものは特に設けてないわけですよね。これは縛りを設けること自体無理なことだと思うんですが、住んでみて最初は長期的に住む意志があったけれども、住んでみたらちょっと当初の想定と違ったということで出ていかれるような方もいらっしゃる、そういう可能性もあり得ると思われまして、なかなか難しいとは思いますが、でもやはり最終的にはどうしても紀美野町に住みたいと、住んで、住み続けたいという方を最優先すべきだと思うんですね。強い思いがある方、ちょっと住んでみたけどちょっと違ったねっていうことで出て行かれるような方もいらっしゃれば、ちょっと違うんだけど、でもどうしてもやはり紀美野町に住み続けたいという、いろんなその思いの強さっていうのはあると思うんですが、その辺りを見極めるというところは非常に難しいかと思うんですが、その点についてど

のようにお考えでしょうか。いかにその辺り時間をかけて選考時にその強い、先方の強い思いを確認していくのか、もちろん優先順位はありますよ、ここに掲げられているような。そのほかにその紀美野町への強い思いというのを、どのような形で確認されるおつもりがあるのか、そこについてお答えください。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） 桐山議員の御質疑にお答えいたします。

基本町内、この住宅につきましては、できるだけ町の将来のことを考えると若い世代に入っていただきたいという思いはあります。ただ、やはり定住っていう部分では議員おっしゃられたように、強い思いっていうのかな、そういう部分で住んでいただける方も選考の基準の一つに加えていきたいとは考えてございます。入居の申込みに当たり、その申込者の意向を十分調査して、その部分で何っていうのかな、意思疎通を十分に図ることによって、最終的に選考していきたいなとは考えております。なかなか人の気持ちについたら読むことはできにくいかも知れませんが、やはり対話を進める中でしっかりと思いっていうのが伝われば、ここの住宅を利用していただける価値はあるのかなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

7番、七良浴 光君。

（7番 七良浴 光 登壇）

○7番（七良浴 光） 2ページの第5条第2号に先ほどからずっと説明に出てきております、町内に10年以上定住する意志がある者と明記、入居者の資格の中で明記されております。ただいま、まちづくり課長さんの答弁の中で、使用貸借期間で10年未満で残期間がある場合には、短期滞在型住宅ということで活用したいという答弁があったんですが、その短期滞在型の入居の資格の中に町内に10年以上定住する意志がある者というような文言が挿入されてるんですか。お尋ねします。

（7番 七良浴 光 降壇）

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

（まちづくり課長 米田和弘 登壇）

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、七良浴議員の御質疑にお答えいたしたいと思ひます。

この空き家活用住宅条例につきましては、町内に外の方を呼び込んで活用するっていうのが現在の形となっております。先ほど短期滞在施設に利用って申し上げたんですけれども、これについては今後ちょっと考えていきたい部分ではあるかと思います。研究しなければならない部分も往々にしてありますし、現在運用しております短期滞在施設も4棟ございますので、そこについては何ていうのかな、今後研究していく課題ではあるのかなと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

(まちづくり課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） 質疑をすれば最初の答弁を覆すというような答弁内容かと思いますが。先ほど同僚議員が質疑したときには、明確に短期滞在型住宅として活用するというような答弁をしたわけですが、そこらもっとしっかりとこの条例制定に向けて、内部的にも、また課の中でも、課長自身もどの条文に該当している方に入居をしてもらうんだということを明確に把握した上で上程する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、議員の御質疑にお答えいたします。

そこは本当に申し訳ない部分であったかと思います。短期滞在施設に利用するといったわけでは私のほう考えておらなかったわけなんで、今後の検討課題にはなろうかと思っていますので、そう捉えてしまったのであれば、もう大変申し訳なく考えております。改めて訂正させていただきたいと思います。現在、空き家活用住宅につきましては、町内に10年以上住んでいただく方ということで定めておるものでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

4番、藤井基彰議員。

(4番 藤井基彰 登壇)

○4番（藤井基彰） すいません。再度確認です。

今の七良浴議員と同じところですけども、条文では10年以上は住む意志があると明確に書かれています。でも答弁では10年未満で退去せざるを得ない、もしくは何らかの理由で退去した場合、残りの年数、結局住みたいよと思っても10年以上住めないっ

てことになりますよね、そこへは。所有者の方には10年後には返すってことになってるんでしたら。てことは、もうその空き家自身はもう、短期的なことも考えるとはおっしゃってましたけども、基本的にこの条文でいくと10年以上住みたいという方は今度そこには住めないと。残り期間しか住めないということになるから10年以上住みたいという方はここには使えない、この条文では使えないってことになるんですかね。ずっと空き家のままで使う、放っておくってことですか。すいません。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長(美野勝男) 小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長(小川裕康) 藤井議員の御質疑にお答えいたします。

そのように桐山議員からも七良浴議員からも質疑いただいている内容の10年住んでくださいという要綱、条例でうちは募集しますと。仮に使用期間が10年であって、先の人何らかの事情で途中で出てしまう。残りの期間が使用貸借期間が5年しかない、その中でじゃあ10年住んでくださいということでスムーズにいくんかっていうことは、これは大きな課題であると思っております。そのときには使用者、建物の所有者とは10年の使用貸借契約、これは無償なのでその期間はただで貸してくださいということにしております。ただで貸してください、しかし10年たったとききれいにリフォームしてそれはお返ししますということにしておりますので、例えば10年間のただの契約をさらに10年ただで貸してくれよっていうのは、これはちょっと虫がよ過ぎるかなというふうに思うところがあります。そうした中で10年の期間の残りが仮に5年となったときに、5年間は町が使用貸借で借り受けているものですから、入居者に5年は、しかしやっぱり長いこと住んでもらうとすれば、住む方法とすれば、それは次は町から、町へお金を払う、10年、5年後には所有者にお金を払うということも可能かなというふうに考えております、それは。そうしなければ、ただで貸してる所有者に何にもメリットがないということになってしまいますので、所有者にもこれはメリットがあるということも考えた上でのこの制度を進めておりますので、そこらは途中で仮に空き家になったときの残りの期間をどうしてすればうまく活用できるかということはしっかりと考えていきたいと思っておりますので、今の段階では長いこと住んでもらいたいということでスタートはいたしますが、途中で何かあって5年で出た、出られたときにもその残りの期間をうまく有効に活用できるようにしっかりと考えていきたい、このように思

っておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

○6番（埴谷高夫） 定期借家契約でやるっていったら5年で済むわけない。こんな損害賠償もんやで。

○3番（桐山尚己） 休憩してください。

○議長（美野勝男） 休憩、暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時55分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き議会を開きます。

（午前10時57分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

○3番（桐山尚己） もう一回、休憩してください。

○議長（美野勝男） 休憩いたします。

休 憩

（午前10時58分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き議会を開きます。

（午前11時05分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号 紀美野町学校給食センター条例の制定について

○議長（美野勝男） 日程第3、議案第3号、紀美野町学校給食センター条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 確認しておきますけれども、第4条ですね。学校給食センターのセンター長その他必要な職員を置くというふうになっておりますけれども、これは今まではそういうふうな、センター長とかそういうふうな方はなかったわけですね。各学校にそれぞれおられると。今回はそういうふうな長をつくり、そういうふうな組織的なものをお考えになっておられるのかどうか、その辺のところをお聞きしておきたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 東中教育長。

（教育長 東中啓吉 登壇）

○教育長（東中啓吉） 美濃議員の御質疑にお答えします。

このセンター条例の第4条の学校給食センターにセンター長その他必要な職員を置くということについてなんですけれども、このセンター長というのは教育課の管理職を充てたいというふうに考えています。今までは野上小学校の調理場、下神野小学校の調理場でしたので、学校内にありましたので、学校長がそれぞれ管理をしてたんですけれども、教育課の管理職が兼務ですということを考えています。

以上です。

(教育長 東中啓吉 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) ですから、教育委員会の管理職と言われましたかね、センター長については。そうすると教委の方を置くということで、その会計年度以外も含めた方がおられるというふうに、でよろしいんですかね。

○議長(美野勝男) 東中教育長。

○教育長(東中啓吉) 美濃議員の御質疑にお答えします。

センター長、調理員のことですかね、今のはね。

○11番(美濃良和) 教委のって今言われましたよね。

○教育長(東中啓吉) 教育課の管理職がセンター長を兼務して、調理員は今、野上小学校の調理場、それから下神野小学校にいらっしゃる調理員の方、全てがこの学校給食センターへ行って調理をするということになります。

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) そうすると教委の方がセンター長で、あとの方々は今までどおりの会計年度職員さんということでしょうか。

○議長(美野勝男) 東中教育長。

○教育長(東中啓吉) 美濃議員の御質疑にお答えします。

今、調理員は町の正職員が3名おります。あと、会計年度の任用職員と全てがその調理場へ、センターへ行っていただくと。あと、物資の発注とかいろいろなことありますが、それについては事務補助員が1人いますので、その方もそちらのほうへ行くということになります。

○議長(美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号 紀美野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（美野勝男） 日程第4、議案第4号、紀美野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） これは福祉保健、こども。3条のところで乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準ということで、それらの基準府令の規定ということでございますけれども、これについてもう少し説明願いたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 黒崎子育て推進課長。

（子育て推進課長 黒崎智帆 登壇）

○子育て推進課長（黒崎智帆） 美濃議員から御質疑ありました第3条の基準に関しての内容についてでございます。

これは、内閣府令において設備運営基準についてでございます。

第1章、第2章っていうふうにございまして、第1章におきましては総則、内閣府令において設備運営基準は、明るく衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用している乳児または幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとうたわれており、非常災害に関することや職員の条件、衛生管理や食事等の理念に関することについて定められております。

第2章の乳児等通園支援事業につきましては、その具体的な設備基準についてでございます。例えば保育室等の面積基準や職員に関する資格などや利用人数に対する職員数、支援内容についてでございます。例えばその中の第21条では、乳児室の面積は乳児または2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上であること、ほふく室は、

ほふく室っていうのは、まだ乳児でハイハイするお子さんに関してのお部屋になります。これにつきましては、3.3平方メートル、保育室は1.98平方メートル、また第22条では、従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、従事者は2人以上とするとされているなどをうたったものとなります。

以上でございます。

(子育て推進課長 黒崎智帆 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） こういうことで規定がされていくということで、人の問題とか場所の問題等については問題はないわけですか。

○議長（美野勝男） 黒崎子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒崎智帆） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

現在、紀美野町では試行的事業ということで、きみのこども園でこの事業を運営、実施しております。専用の、この誰でも通園制度っていう事業になるんですが、この事業におきましては、きみのこども園の専用の、この事業専用のお部屋を利用して実施しておりまして、この部屋に関しましては、特に面積等に関しましては問題なく52平方メートルを有しておりまして特段問題はございません。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番（埴谷高夫） 今伺いましたところでは、乳児やその他のこどもたちの人数につき先生が違う、人数が決まるわけですね。今、紀美野町では十分充足率が足っているというか、多くの保育士さんがいらっしゃって、そして保育をしているという状態になってますよね。しかし、これは、ここはこの3人、6人っていうふうな基準が設けられて、その人数でやるってありますよね。違いが出てきますよね。ここは特別の52平米の部屋、ここは専用の部屋って決まったら、人数について違いが出てきますよね。一方は十分な保育ができると。今私、国基準より大幅に上回ってると思って、いい保育ができてると思ってるんですけども、それがしかし、この部屋ではそういうことにならないっていうようなことになるんでしょうか。それとも何か例えば手助けができると

か、そういうものも別に構わないんでしょうか。それとも、いや、この部屋はこの先生だけで決まってるんですよということなんですか。それを教えてください。

(6 番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） 黒崎子育て推進課長。

(子育て推進課長 黒崎智帆 登壇)

○子育て推進課長（黒崎智帆） 埴谷議員の御質疑にお答えいたします。

この今こども園に入所されている在園児と違いがあるのかという御質疑でよろしいでしょうか。

○6 番（埴谷高夫） 職員さんが関わる度合い、そんな感じ。

○子育て推進課長（黒崎智帆） そうですね。この誰でも通園制度におきましては、専属の保育士2名が担っております。人数的にも十分この基準に満たしておりますし、誰でも通園制度っていうのは月10時間以内、10時間までとしておりまして、ちょっと単発的な事業ではあるんですけども、慣れない、そういった単発的に利用するお子さん、慣れないお子さんに対して十分対応できる人数であるかと思います。今のところ試行的事業ということで柔軟に対応できるため、1日3人までのお子さんを預かるようにしております。

以上です。

(子育て推進課長 黒崎智帆 降壇)

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） すいません。そしたら1日3人までということは、それ以上は受け入れられないっていうことなんですか。保護者が就労している人でもここ入れるということですね。違うのかな。

○議長（美野勝男） 黒崎子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒崎智帆） すいません。この制度について、すいません、説明不足で申し訳ございませんでした。この誰でも通園制度につきましては、保護者が就労しなくてもいい条件となっております、その中でまだ未就園児につきましてゼロ歳から2歳までの未就園児をこども園でお預かりしている制度でございます。

3人に関しましては、現在試行的事業でございますので、こどもの安全面などを考慮して今3人っていう形、こども3人に対して2人の保育士で従事しているっていうような状況でございます。

すいません。その辺りは、保護者の利用希望に応じて調整させていただいておりまして、第1希望から第3希望まで保護者の方からお聞きしておりますので、その日を日程を調整して御利用いただいてるってということで、中にはその日によってはまた別の日に代わって、第2希望の日に代わっていただく場合もございます。その辺りにつきましては特に保護者の方から苦情等はございません。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第4号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（美野勝男） 日程第5、議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第5号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから議案第５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第６号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（美野勝男）　日程第６、議案第６号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで質疑を終わります。

これから議案第６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから議案第６号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第７号　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（美野勝男） 日程第7、議案第7号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） この条例の8条の2項の、2の2ですか。3歳に満たない子までの対応だったんですけれども、小学校就学の始期になるまでの子に対して適用になってくるということで、それはいいんですけれども、それをやる上で私はあちこちで聞くんですけれども、町の職員が休まれたときに対する対応というものは当然考えておかなければならんんじゃないかというふうに思うんです。それは休業を認めるということは、それはしていかなきゃならんというふうに思いますけれども、その対応についてはどうであるのか、お聞きしときたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

第8条の2の第2項の関連する部分であると思います。今回、先ほど美濃議員もおっしゃっていただきましたが、3歳から小学校のほうへ、小学校就学前の始期までに達する子までの対象を拡大をしているところです。もちろん町職員にとりましても、できるだけ取得できるような環境の整備というのは必要であると考えております。おりますが、今のところその制度的に休む方の代替的なものを明確にその補充するというような制度は特段設けておりません。各課の対応によって、業務の割り振りを行いながら現在対応しているというのが現状でございます。

以上でございます。

（総務課長 曲里充司 降壇）

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 当然ですけれども、3歳までだったけれども小学校入るまで、7歳ですか、そんだけ休む方が増えるということを想定しとかなあかんと思うんですけど、それについては今の答弁では十分な対応がまだ取れていないというふうに、い

うことでよろしいんですか。その辺のところはちょっとよく分からなかったんですが、説明願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 現状の対応を申しますと、長期お休みされる方につきましては、例えば代替で会計年度任用職員さんの雇用というのも現在のところは一部ではできてるといような状況でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それほど問題なくいけると、そういうふうなことでよろしいんですね。今後、今ジェンダー平等の問題で女性だけでなくって男性も取られるっていうことに、いろんな他の分野ですよ、他の、何というんですか、休暇とかのこともあると思いますけれども、その辺のところをやっぱり考えて職員の体制というのを考えとかなあかんと思うんですけれども、一つの例としてそういうふうに代替等に問題はなくやっていけると、そういうふうな対応を考えてられるというふうにとってよろしいですね。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 現状でも男性の取得というのもありますし、環境的には取得はできていると考えております。各課におきまして、業務の割り振りであったり、会計年度の雇用ということも対策はしていただいておりますので、そこら辺、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 15条の4は、この条例改正で新設って書いてますよね。まさしく新設なんです。新設で相談体制の整備や2項、3項は勤務環境に関する措置を取れと。新しくこういうことをしなさいよって言うてんのに、従来からこうしてますではおかしいんじゃないですか。新しくどういうふうな体制を取るのかということをはっきりこれからこうします、こうしていくんですっていうのがなかったら、それはこの条例に反するんじゃないですか。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 埴谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

条例の15条の4の新設に関する部分です。今回、その職員に対する介護両立支援制度に対する研修の実施であったり、相談体制の整備ということで新たに設けるということになっております。もちろん厚生労働省からも研修用の資料であったり、動画は公開されていますので、そちら辺も活用しながら進めますし、相談体制の整備ということで総務課の人事担当のほうが窓口の対応をするということで、現在決定しております。

以上でございます。

（総務課長 曲里充司 降壇）

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第7号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号 紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第8、議案第8号、紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第 8 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 1 2 号 紀美野町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第 9、議案第 1 2 号、紀美野町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第 1 2 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第 1 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 0 議案第 9 号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条

例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第10、議案第9号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 文言だけ読むならば、ここのところで配偶者に対する扶養ですか、というものがなくなっていくというふうなことになってくるわけですか。あと、こどもに対しては一定増えてくるわけでございますけれども、そういうふうな内容ということで。報酬の問題ですか。ちょっとその辺について説明願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 議案第9号です。

○11番（美濃良和） すみません。間違えました。9号ですか。すみません。間違えた。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第9号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第11、議案第10号、紀美野町職員給与条例の一部を

改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 大変失礼しました。

扶養手当ですね、配偶者が亡くなって、以前からその配偶者云々の話がありましたけれども、結局そういうことで、配偶者の手当がなくなると、こういうことになるわけですか。あと、こどもたちに対する手当がある、増えるというふうに見たらいいのかということだと思います。というふうに思いますけれども、結局そうすると、その方々に対する減額になってくると。そういうふうなことになるのではないかとこのように思います。その辺のところの説明を願いたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長(曲里充司) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

配偶者の扶養手当につきましては、現在6,500円を支給しているものが令和7年度におきましては3,000円になり、令和8年度をもって廃止されるものでございます。

こどもに対する扶養手当につきましては、現在1万円の支給しているものが令和7年度では1万1,500円になり、令和8年度では1万3,000円になるという状況になります。

あと影響額につきましては、配偶者の扶養手当分で、令和7年度につきましてはマイナスの121万8,000円、令和8年度につきましてはマイナスの226万2,000円でこどもに対する扶養手当につきましては、令和7年度では189万円の増額、令和8年度につきましては378万円の増額という形になります。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

そうすると、こどものいない家庭においては相当大的なマイナスというふうになってくるのではないかとこのように思いますけれども、今言われた200万、300万って

というのは、それは全体ですか。１件当たりというふうなことでなってくるわけですか。ちょっとその辺私も勉強不足で申し訳ないんですが、お示し願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 先ほど申し上げた金額は、それぞれ年度ごとに影響額を積み上げたものになります。対象者全員分の影響額を積み上げたものとなります。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第１０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第１０号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１１号 紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第１２、議案第１１号、紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第１１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 13 号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第 13、議案第 13 号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11 番、美濃良和議員。

（11 番 美濃良和 登壇）

○11 番（美濃良和） 81 ページに条例のこの内容について書かれておりますけれども、高校生以上でトレーニング室を高校生以上の方が使えたのが、これからは中学生以上の方が使えることになるけれども、保護者同伴でなきゃ使えないと、こういうふうなことにいう内容になってますよね。これについては、なかなか保護者同伴ということは、時間的な問題もあったりして難しいかというふうに思うんですけれども、これはそれだけ危険なものであるというふうなことなのか、また、このトレーニング室を使うについて、今までの例からいっても必要であるのかも含めて一度同伴という、保護者同伴にしなければならないということについて御説明を願いたいと思います。

（11 番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長 森谷善彦 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦） 美濃議員の御質疑にお答えします。

現在、高校生以上を対象にトレーニングルームを開放しておりますが、近年、中学生のこどもを持つ親から中学生は利用できないのか、保護者同伴でも利用できないかという問合せや要望が数件あります。近年、近隣の市町村とかそういうことで問合せがあり

ましたので、近隣の市町村のトレーニングルームの利用状況を踏まえて今回このような改正したわけなんですけれども、美濃議員が御質疑の保護者同伴というところにつきましては、以前センター開設時、平成16年度当時に中学生以上ということで対象にしたわけなんです、中学生が結構トレーニングルームを利用してたまり場となつてほかの利用者とのトラブルが絶えない状況だったので、高校生以上という合併時に高校生以上ということで改正して利用していただいている状況です。

先ほども言わせていただいたのは、中学生以上というところでそのような他の利用者とのトラブルを避けるためにも保護者同伴で運動、クラブ活動のちょっと延長線上で利用したいということももちろんあると思いますが、できるだけ監視していただいた上での利用をお願いしたいと考えているところで、このような条例改正をしたところでございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) そういうことで緩和されたんだったらそれはいいんですけども、やっぱり保護者がなければそういう利用させられないということに踏み込まなければ、今トラブルがあったということですけども、そういうふうなことがあるわけですか。なしでも認めるということにはならないわけですか。

○議長(美野勝男) 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長(森谷善彦) 今回の改正においては、保護者同伴ということで改正はさせていただいたところなんですけれども、利用を今後していく上で改善すべき部分については、保護者の意見も踏まえながら、また、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長(美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 今の保護者ですけども、保護者というのはどういう方を指すわけですか。法律によっては、いろいろ保護者について概念が違いますよね。どういう保護者なんでしょうか。

(6 番 埴谷高夫 降壇)

○議長 (美野勝男) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦) 保護者っていうのは親、両親もいてるんですが、子どもを見てくれる方ということになりますので両親でも結構ですし、おじいちゃん、おばあちゃんでも結構ですし、子どもを見てくれてる方が同伴してくれたらということになります。

以上です。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○ 6 番 (埴谷高夫) 両親とじいちゃん、ばあちゃんに限定しているわけ、今は。

○保健福祉課長 (森谷善彦) すみません。例としてお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんということなんで、限定はしておりません。あくまでも子どもを見てくれてる方、見る方ということでの保護者という表現でございます。

以上です。

○議長 (美野勝男) 6 番、埴谷高夫議員。

○ 6 番 (埴谷高夫) 短期的に見る方でしたら、他人でも構わないということですか。保護者っていったら広いですからね。保護者の概念をきちっとしておかないと、どこまでが保護者なんかということで問題になりますからね。

○議長 (美野勝男) 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長 (森谷善彦) こどもを養護してくれる方ということになりますので、実質的にこどもを世話してくれてる方ということになります。

以上です。

○ 6 番 (埴谷高夫) 他人でもいいんやね。

○議長 (美野勝男) 6 番、埴谷高夫議員。

○ 6 番 (埴谷高夫) それ確認しておきましょう。他人でも構わないという話ですか。

○議長 (美野勝男) 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長 (森谷善彦) こどもを監護してくれてる方、里親でももちろん結構ですし、そのこどもを実質的に世話をしてくれている方が対象になります。

○ 6 番 (埴谷高夫) 保護者の概念って広いんやって。少なくないんや。何言うて

んな。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

もう3回済みしました。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時54分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時55分）

森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 実際に友達のこどもを連れてくる場合は想定しておりません。あくまでも監護してくれての方が対象に想定しております。

○6番（埴谷高夫） 一時的にも監護してる場合あるやろ。そんなん判断できへん。
この人は短期の保護者か、長期に見てるかってそんなん分からへないしょ。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時55分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時56分）

ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） ちょっと1点確認させてくださいね。先ほどの休憩中のお話では、運用で詳細を明記していくということでありましたけれども、結局、保護者というのは、広義に解釈して、例えば友人の保護者であっても構わないと。つまり、ある御家庭の保護者が自分のお子さん、家庭のお子さんを連れてこられている、一緒に友人の御家庭のお子さんを連れてこられている。そういう場合でも保護者とみなすと。運用上

それでしっかりと見ていただければそれでいいですよ。そういう解釈なんですか。
そこを確認させてください。

(3 番 桐山尚己 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） すみません。桐山議員の御質疑にお答えします。

中学生は保護者同伴をという文言を書いてるんですけども、保護者についてはこどもを実質的に見てくれる人、監護してくれる人ということで、お答えはさせていただいてるんですが、今回の問題点としては、こどもがトレーニングルームで騒がないようにということが実質的な問題点でこのように明記させていただいてるところですので、こどもをしっかりと見てくれる方、桐山議員が質疑された友達のこどもを連れてきた場合についても、しっかりとそのこどもを見てくれる方であれば保護者のもちろん同意を得た上でこどもを監視という言葉が適切かどうか分かりませんが、トレーニングルームの様子を見てもらう方があれば保護者ということで運用をしていきたいと考えております。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第 13 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 0時01分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時25分)

◎日程第14 議案第14号 紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第14、議案第14号、紀美野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 1点は、先の説明のときに管理栄養士でなくてもいいというふうなことを言われたように思ったんですけども、これ家庭的保育事業っていう、家庭保育ではないんですよね。ここのところの説明をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

それと4条の必要な事項は町長が別に定めるということになっておりますけれども、これはどんなものが想定されているわけですか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 黒崎子育て推進課長。

(子育て推進課長 黒崎智帆 登壇)

○子育て推進課長（黒崎智帆） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

1点目、管理栄養士について。管理栄養士についてですが、これにつきましては、国が家庭的保育支援事業等の設備及び運営に関する基準の完成について厚生労働省の改正に伴うものとなります。

今回、その条文の中の食事の提供についてですが、この家庭的保育事業所等は市町村等などの栄養士に献立などについて栄養の観点からの指導は受けられる体制にあるなど、栄養士による必要な配慮が行われることと今までは示されておりました。今回は、この

改正につきましては、この栄養士という名称を栄養士または管理栄養士に一部改正するものでございます。それにつきましては、これまで管理栄養士は栄養士の免許を受けている者とされていましたが、令和6年6月の栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士となることが可能となったことを受けて厚生労働省の改正となったのにちなんで一部改正という形になりました。

2点目の4条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるってということに対しましては、現在のところ、この家庭的保育等事業につきましては、現在のところ、町内にもありません。これは町が認可して行う事業になるんですが、ただ都市部で待機児童の問題を解消するために国が小規模の保育所等でも運営していけるようなことを目的として、この省令に定めたわけなんですけど、この紀美野町内におきましては、こども園において待機児童はございませんので、こういったことは想定しておりませんので、この4条に関しては、今のところ、特段どのような事項かっていうところは考えていない状況でございます。

以上です。

(子育て推進課長 黒崎智帆 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 基本的に今まで紀美野町が実施してきた家庭保育っていうんですか、そういうものではなくって、新たにこの家庭的保育事業っていうことが起こされて、施設でもって行われると。そういうことになってくるわけですか。

○議長（美野勝男） 黒崎子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒崎智帆） 美濃議員の再質疑にお答えします。

これは一般的な家庭保育ではなくって、ちゃんと職員数であつたりとか、職員資格であつたりとか、先ほども同じような保育室の面積であつたりとか、そういった基準を設けてその基準に合った事業者が認可されて行う事業となります。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第14号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第15、議案第15号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) ここに示されてるとおり、4条で資産割が100分の10から100分の5に半分になると。そして均等割、第5条は、2万5,500円が2万7,500円に2,000円のアップ、それから均等割が2,000円上がって世帯割が2万1,300円が2万2,300円というふうに1,000円のアップと。大体これが大きなところかというふうに思うんですけども、前の運協のときにもお聞きしたんですけども、今基金が1億4,000万ですか、たしかあるというふうに聞いたんですけども、それも含めてお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 調月税務課長。

(税務課長 調月克久 登壇)

○税務課長(調月克久) それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

令和7年度の保険税については、資産割の医療給付分を10%から5%、後期高齢者支援金分を2%から1%、介護納付金分を2%から1%に引き下げ、資産割の減額に伴う課税標準の減額を、均等割・平等割にそれぞれ税額ベースに上乗せしております。

均等割については、医療費分を2万5,500円から2万7,500円に引き上げる。
平等割については、医療費分を2万1,300円から2万2,300円に引き上げる。資産割を下げていくことに伴って、ほかの税率を上げていき、県が示す標準的な保険税率に近づけていく必要があります。

今年度においては、納付金が上がっているということもあり、被保険者の負担を考慮しつつ、資産割を下げたことによる税額の減額分を、均等割と平等割で引き上げさせていただき改正となっています。

以上です。

(税務課長 調月克久 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） 私からは国民健康保険税の基金の状況について御説明させていただきます。

ちょっと令和7年度予算のところの関係の話にはなろうかと思いますが、6年度末でたしか1億4,500何がし残っておりますが、またこの7年度予算で2億5,160万円を切り崩しまして、7年度末は1億2,112万9,000円となります。

1億2,000。申し訳ございません。予算で繰り入れる分は2,516万円です。

以上、よろしくお願いします。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今の答弁で資産割が10%から5%に半分になったと。均等割が2,000円アップで平等割、世帯割ですか、が1,000円のアップということでございました。今、基金が1億4,000万というふうに運協のときにたしか聞いたと思うんですけども、これなんですよね、今統合を目指して、統一か、統一とかを目指してやってるみたいで、令和9年には県下統一されるというふうなことに聞いてます。何にしても、1件当たりの国保加入家庭で大きいんですよね。一般的に景気は悪くなって物価が上がってるのに、ここのところで。何遍も聞いたんですけども、運協のときにもお聞きしましたが、あれですね、国保家庭、国民健康保険税の家庭の保険税が非常に高いと。社会保険は労使折半になってる。要するに半分になってるという関係から非常に安いと。これについてもう一遍金額について確認させていただきたいと思い

ます。何にしても、そうですね、取りあえずそれをお願いします。

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

国民健康保険と社会保険の比較ということで単純な比較は難しいところですが、モデルを用意して御説明させていただきます。

モデルは1人世帯、年齢40歳から60歳、収入が297万2,000円、所得にして200万円で資産なしの方で試算してみますと、令和7年度の国民健康保険の税額は28万2,600円、社会保険にしますと33万4,080円になります。社会保険の計算方法ですが、月額にすると24万7,660円、標準報酬月額23万から25万円の間の保険料に該当します。

また、40歳以上は介護保険2号被保険者となりますので、一月は2万7,840円、12か月間支払うと33万4,080円となり、国民健康保険より5万1,480円高くなることとなります。

次に、保険料の負担で比較しますと、国民健康保険税は28万2,600円、社会保険料は16万7,040円、国民健康保険税は全額負担ですが、社会保険は事業所が半分負担しますので、国民健康保険税よりも11万5,560円少なくなります。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 令和9年でこの県下統一がされるということで、いうことになってるんですよね。それまでに基金ですね、1億4,000万違いましたか、それが残したまま統一して、何ちゅうたらいいん、連合体ですか、何かそこに持っていくんかどうか。そういう必要があるんかどうかですね。できるだけ基金を使って上げないようにするというのが今町民の今大変な、暮らし向きが大変なときにするべきじゃないですか。

今、課長さん答弁いただいたように、社会保険だったら16万円、国民健康保険は28万円と。この所得はもう国民健康保険のほうが遥かに少ないんですよね。農業とかそういうふうな形の中で。そういうふうなことから考えても、ここのところの町民の暮らし向きを考えれば、さきに言いましたように、基金をできるだけ使ってでも、令和9年の統一があるんでしたら、1億からのお金を持っていかなんこともないと思うんですよ。町民の暮らし向きのほうに回すほうが妥当であると思うんですけども、そういう

ことができないんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

基金の件なんですけれども、6年度末でたしか1億4,599万7,000円、6年度末、今年度末なんですけども予定としてございます。ただ7年度の予算でもやはり保険料が不足する分を基金で補っております。それを歳入で2,516万円基金から取り崩してます。令和7年度、単年度で2,500万円切り崩しておりまして、今後も不足分は財政調整基金を切り崩していきますので、7年度末ですと1億2,112万9,000円という予定にはなってるんですが、これであと数年間切り崩しながら国保運営をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

○11番（美濃良和） 納得いかんけど、3回か、2回。

○議長（美野勝男） 3回、3回です。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第15号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 紀美野町国民健康保険税条例の一部改正に対しまして、反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

今回の改正については、資産割を10%から5%に引き下げる。そして、それで減った分で、均等割について2,000円のアップ、そして平等割ですね、世帯割については1,000円のアップということであります。ここの県下で一つにするというふうな考え方があるということで進められているというふうに聞きました。令和9年からそのことについて進めていくということでございますけれども、一つにするならば、何も基金の1億からの金を残したまま統一する、統合に向かっていく必要はないというふうに思います。

今それでも一般家庭の方々は大変厳しい状況にあって、年金は減ってきてる。それか

これから議案第 15 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 16 号 紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第 16、議案第 16 号、紀美野町消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第 16 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 17 号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第 17、議案第 17 号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで質疑を終わります。

これから議案第１７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから議案第１７号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第１８号　紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男）　日程第１８、議案第１８号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで質疑を終わります。

これから議案第１８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから議案第１８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第１９号 紀美野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第１９、議案第１９号、紀美野町非常勤消防団員に係る
退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第１９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第１９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第２０号 辺地総合整備計画の策定について

○議長（美野勝男） 日程第２０、議案第２０号、辺地総合整備計画の策定につい
て議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第２０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから議案第２０号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　議案第２１号　紀美野町道路線の認定について

○議長（美野勝男）　日程第２１、議案第２１号、紀美野町道路線の認定について
議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで質疑を終わります。

これから議案第２１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから議案第２１号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　議案第２２号　紀美野町道路線の認定について

○議長（美野勝男）　日程第２２、議案第２２号、紀美野町道路線の認定について
議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで質疑を終わります。

これから議案第２２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第２２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 議案第２３号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男） 日程第２３、議案第２３号、教育委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第２３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第２３号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第２３号、教育委員会委員の任命の件は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日 7 日から 11 日までの 5 日間、議案精読のため休会し、12 日午前 9 時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男） 本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1 時 57 分）